

Bureau Veritas Japan Co., Ltd.

CTC- JP - BCA - PR07
確認検査業務手数料規程
Rev.2.16



Bureau Veritas Japan Co., Ltd.

**Yokohama Head Office: Silk Centre Bldg. 2F, 1 Yamashita-cho,
Naka-ku, Yokohama, Japan 231-0023**

TEL: 045-664-3831 FAX: 045-664-2017



Document Title: CTC- JP - BCA - PR07 確認検査業務手数料規程

Rev. 2.16

Issue Date: 10 April, 2002

Revised Date: 1 April , 2017

確認検査業務手数料規程

(趣旨)

第1条

この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）が計画する、建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）の建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等の業務（以下「確認検査業務」という。）を受託するに際し、BVJが別に定めた確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）及び確認検査業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき、確認検査業務の引受手数料について必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条

建築基準法（以下「法」という）第6条第1項に定める建築物に関する確認申請に係る手数料は、確認申請一件につき、別表第1に掲げる額とする。

- 2 構造計算適合性判定（以下「判定」という）を要する建築物を含む場合においては、審査整合性手数料として20,000円を前項の規定による額に加算する。
- 3 別表第1の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - 一 建築物を建築する場合（次の二号～四号に掲げるもの及び移転の場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計
 - 二 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、BVJ以外の確認検査機関及び建築主事（以下「他機関等」という）から当該計画の変更に係る直前の確認を受けている場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計
 - 三 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計
 - 四 建築物を別棟増築する場合は、当該計画の増築に係る部分の床面積（別棟増築する場合以外の増築は、当該増築する部分の床面積及び当該建築物の他の部分の床面積の二分の一を合計した床面積）
 - 五 建築物を移転又は大規模の修繕又は大規模の模様替又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の合計
 - 六 確認を受けた建築物の計画の変更が移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の合計
- 4 次の各号に該当する場合は、前2号で定める額に当該各号に定める割合に応じた手数料額を加算した金額とする。
 - 一 階避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の

10%

- 二 全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%（ただし、平屋建て（2階部分が平成12年建設省告示第1440号に該当する室のみである場合を含む）建築物の場合10%）
 - 三 耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
 - 四 防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
 - 五 天空率を用いた場合、申請建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
 - 六 特定天井を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%（ただし、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものは除く。）
- 5 前項において、確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合は、手数料の加算は行わない。
- 6 別表第1から第10に係らず、業務を効率的に実施できる場合は、別表第11以降に定めることができる。
- 7 省エネ基準適合性判定（以下「省エネ判定」という）を要する建築物を含む場合においては、審査整合性手数料として20,000円を前項の規定による額に加算する。

（建築設備に関する確認の申請手数料）

第3条

法第87条の2に定める昇降機、小荷物専用昇降機及びその他の建築設備（以下「昇降機等」という。）の確認申請に係る手数料は、別表第2に定める額とする。

（工作物に関する確認の申請手数料）

第4条

法第88条第1項及び第2項に定める工作物の確認申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第3に定める額とする。

（建築物に関する中間検査の申請手数料）

第5条

業務規程第51条に定める建築物に関する中間検査の申請に係る手数料は、中間検査申請一件につき、別表第4に掲げる額とする。

- 2 別表第4の床面積は、当該中間検査に係る部分の床面積（当該特定工程の面積をいう。）の合計で算定する。

（建築物に関する完了検査の申請手数料）

第6条

業務規程第51条に定める建築物に関する完了検査の申請に係る手数料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、完了検査申請一件につき、別表第5に掲げる額とする。

- 2 別表第5の床面積は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築物に係る部分の床面積の合計で算定する。また建築物を移転し又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては、当該移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る部分の床面積の合計で算定する。
- 3 BVJで仮使用認定を行った建築物にあつては、完了検査の申請手数料の算定にあたり、検査の対象床面積の合計から仮使用を行った部分の床面積の合計を減算して算定することができる。

（建築設備に関する完了検査の申請手数料）

第7条

業務規程第51条に定める昇降機等の完了検査の申請に係る手数料は、一の昇降機等について、別表第6に掲げる額とする。

（工作物に関する完了検査の申請手数料）

第8条

業務規程第51条に定める工作物に関する完了検査の申請に係る手数料は、一の工作物について、別表第7に掲げる額とする。

（仮使用認定に関する申請手数料）

第9条

業務規程第51条に規定する仮使用認定の申請に係る認定手数料は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物にあつては、一の申請につき別表第8に掲げる額とする。なお別表第8の床面積は、仮使用認定に係る建築物の部分の床面積の合計で算定する。
- 二 昇降機等にあつては、一の昇降機等につき別表第9に掲げる額とする。
- 三 工作物にあつては、一の工作物につき別表第10に掲げる額とする。

（検査に係る出張費）

第10条

中間検査、完了検査及び仮使用認定のため確認検査員及び確認検査補助員（昇降機検査員及び建築設備検査員を含む。以下「確認検査員等」という。）が出張する場合は、第5条から前条までの手数料の額に、別に定める「ビューローベリタスジャパン株式会社 確認検査業務出張費規程」（以下「出張費規程」という。）により計算した額の出張費を加算する。尚、初回検査以降に実地検査が複数回に渡る場合は、出張費規程により計算した額の出張費を各回請求する。

（事前確認相談料）

第11条

BVJが、確認申請より以前に、対象となる建築物等の確認に係る相談、調査依頼（以下「相談等」という。）に応じた場合、対象となる建築物等の確認等がBVJに申請さ

れたときは、申請手数料にその相談料を加算して請求することができる。

(申請手数料及び出張費の増額又は減額)

第12条

B V Jは、確認・検査等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、申請手数料・出張費を増額又は減額することができる。

検査における追加説明書の審査については、追加説明書での検討部分の床面積による確認手数料を追加請求できる。

(帳簿記載事項証明書に関する手数料)

第13条

帳簿記載事項証明書発行に係る申請手数料は、証明書一通につき5,000円とする。

附属文書

関係条項	様式の名称	識別番号
なし		

最新版

版番号	Rev. 2.16
発効日	平成 29 年 4 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 2.16	平成 29 年 4 月 1 日制定
変更概要	省エネ基準適合性判定に伴う審査整合性手数料の追加・別表 1 追加
改訂版 Rev. 2.15	平成 27 年 9 月 28 日制定
改訂版 Rev. 2.14	平成 27 年 6 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.13	平成 27 年 3 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.12	平成 27 年 1 月 5 日制定
改訂版 Rev. 2.11	平成 26 年 8 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.10	平成 26 年 4 月 10 日制定
改訂版 Rev. 2.9	平成 26 年 4 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.8	平成 24 年 12 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.7	平成 24 年 9 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.6	平成 24 年 1 月 5 日制定
改訂版 Rev. 2.5	平成 23 年 2 月 14 日制定
改訂版 Rev. 2.4	平成 23 年 1 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.3	平成 21 年 8 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.2	平成 20 年 6 月 19 日制定
改訂版 Rev. 2.1	平成 20 年 2 月 1 日制定
改訂版 Rev. 2.0	平成 19 年 6 月 20 日制定
改訂版 Rev. 1.5	平成 19 年 4 月 17 日制定
改訂版 Rev. 1.4	平成 19 年 1 月 1 日制定
改訂版 Rev. 1.3	平成 17 年 6 月 1 日制定
改訂版 Rev. 1.2	平成 17 年 4 月 1 日制定
改訂版 Rev. 1.1	平成 14 年 11 月 1 日制定
初版 Rev. 1.0	平成 14 年 4 月 10 日制定

別表第1 建築物に関する確認の申請手数料（第2条関係）

申請部分の床面積		手数料の額 (単位：円)
第1類	30 m ² 以内のもの	40,000
	30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	80,000
	100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	105,000
	200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	129,000
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	150,000
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	222,000
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	297,000
	3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	388,000
	4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	452,000
	5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	554,000
	6,000 m ² を超え、7,000 m ² 以内のもの	567,000
	7,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	600,000
	8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	631,000
	10,000 m ² を超え、15,000 m ² 以内のもの	759,000
	15,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	816,000
	20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	1,026,000
	30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	1,192,000
	50,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1,616,000
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,627,000	
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	2,399,000	
200,000 m ² を超えるもの	2,727,000	
第2類	30 m ² 以内のもの	16,000
	30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	20,000
	100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	28,000
	200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	39,000

第1類：第2類以外の建築物

第2類：法第6条の4による確認の特例有りの建築物

注) 以下の場合、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①階避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ②全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ③耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ④防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑤天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑥特定天井を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ⑦構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料¥20,000
- ⑧省エネ基準適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料¥20,000

別表第2 建築設備に関する確認の申請手数料（第3条関係）

設 備		一基あたりの手数料の額 (単位：円)
昇 降 機 (エレベーター、 エスカレーター)	昇降機を設置する場合(以下の各項に該当する 場合を除く。)	50,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇 降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る 直前の確認をBVJ以外の者から受けている 場合	50,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇 降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る 直前の確認をBVJから受けている場合	30,000
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合(以下の各項 に該当する場合を除く。)	50,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小 荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の 変更に係る直前の確認をBVJ以外の者から 受けている場合	50,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小 荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の 変更に係る直前の確認をBVJから受けてい る場合	30,000

別表第3 工作物に関する確認の申請手数料（第4条関係）

工 作 物		手数料の額 (単位：円)
令138条第1項	工作物を築造する場合（第3条第1項第2～4号に掲げる場合を除く。）	45,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJ以外の者から受けている場合	45,000
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合	25,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	50,000
令138条第2項 第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項を除く：15m以内のもの	680,000
	同：15mを超え、20m以内のもの	1,020,000
	同：20mを超えるもの	1,445,000
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項：15m以内のもの	935,000
	同：15mを超え、20m以内のもの	1,445,000
	同：20mを超えるもの	2,727,000
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの	510,000
	同：15mを超え、20m以内のもの	850,000
	同：20mを超えるもの	1,275,000
令138条第3項	同項各号に規定する工作物	水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表1にて引用する

別表第4 建築物に関する中間検査の申請手数料（第5条関係）

申請部分の床面積		手数料の額（単位：円）	
		BVJ で建築確認 を行ったもの	左記以外 のもの
第1類	30 m ² 以内のもの	45,000	68,000
	30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	53,000	79,700
	100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	72,000	107,000
	200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	96,000	139,000
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	113,000	163,000
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	177,000	247,700
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	233,000	328,700
	3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	282,000	408,000
	4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	304,000	451,300
	5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	351,000	531,300
	6,000 m ² を超え、7,000 m ² 以内のもの	386,000	570,700
	7,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	416,000	611,700
	8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	441,000	647,000
	10,000 m ² を超え、15,000 m ² 以内のもの	545,000	793,700
	15,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	612,000	879,700
	20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	705,000	1,042,700
	30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	709,000	1,102,000
	50,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	773,000	1,311,700
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	790,000	1,332,300	
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,140,000	1,939,700	
200,000 m ² を超えるもの	1,140,000	2,049,000	
第2類	30 m ² 以内のもの	19,000	28,500
	30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	23,000	33,800
	100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	30,000	47,300
	200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	40,000	64,000

第1類：第2類以外の建築物

第2類：法第6条の4による確認の特例有りの建築物

別表第5 建築物に関する完了検査の申請手数料（第6条関係）

申請部分の床面積		手数料の額（単位：円）	
		BVJで建築確認、 中間検査又は仮使 用認定を行ったも の	左記以外 のもの
第1類	30㎡以内のもの	51,000	74,000
	30㎡を超え、100㎡以内のもの	60,000	86,700
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	77,000	112,000
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	108,000	151,000
	500㎡を超え、1,000㎡以内のもの	120,000	170,000
	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	170,000	240,700
	2,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの	250,000	345,700
	3,000㎡を超え、4,000㎡以内のもの	304,000	430,000
	4,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	336,000	483,300
	5,000㎡を超え、6,000㎡以内のもの	385,000	565,300
	6,000㎡を超え、7,000㎡以内のもの	416,000	600,700
	7,000㎡を超え、8,000㎡以内のもの	437,000	632,700
	8,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	455,000	661,000
	10,000㎡を超え、15,000㎡以内のもの	558,000	806,700
	15,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	621,000	888,700
	20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの	775,000	1,112,700
	30,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	873,000	1,266,000
50,000㎡を超え、70,000㎡以内のもの	1,173,000	1,711,700	
70,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,201,000	1,743,300	
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,875,000	2,674,700	
200,000㎡を超えるもの	2,188,000	3,097,000	
第2類	30㎡以内のもの	21,000	30,000
	30㎡を超え、100㎡以内のもの	26,000	35,300
	100㎡を超え、200㎡以内のもの	32,000	49,500
	200㎡を超え、500㎡以内のもの	45,000	68,500

第1類：第2類以外の建築物

第2類：法第6条の4による確認の特例有りの建築物

別表第6 建築設備に関する完了検査の申請手数料（第7条関係）

設 備	設置数 (一の申請に係る建築設備)	一基あたりの手数料の額（単位：円）	
		BVJで建築確認、中間検査又は 仮使用認定を行ったもの	左記以外の場 合
昇降機 (エレベーター、エ スカレーター)	10以上	66,000	82,700
	6以上9以下	69,000	85,700
	2以上5以下	72,000	88,700
	1	75,000	91,700
小荷物専用昇降機	6以上	60,000	76,700
	2以上5以下	63,000	79,700
	1	66,000	82,700

別表第7 工作物に関する完了検査の申請手数料（第8条関係）

工 作 物			手数料の額（単位：円）		
			BVJで建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外の場合	
令138条 第1項	同項各号に掲げる工作物		54,000	69,000	
令138条 第2項	同項第1号に規定する工作物 （乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	一の申請に係る 設置数	6以上	42,000	57,000
			2以上 5以下	45,000	60,000
			1	51,000	66,000
令138条 第2項第2 号及び第3 号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二） 項を除く：15m以内のもの		425,000	560,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの		765,000	1,000,000	
	同：20mを超えるもの		1,190,000	1,550,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二） 項：15m以内のもの		595,000	780,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの		1,105,000	1,440,000	
	同：20mを超えるもの		1,700,000	2,210,000	
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15 m以内のもの		340,000	450,000	
	同：15mを超え、20m以内のもの		680,000	890,000	
	同：20mを超えるもの		1,105,000	1,440,000	
令138条 第3項	同項各号に規定する工作物		水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表5にて引用する		

別表第8 建築物に関する仮使用認定の申請手数料

申請部分の床面積		手数料の額 (単位：円)	
		BVJで建築確認又は中間検査を行ったもの	左記以外のもの
第1類 および 第2類	30 m ² 以内のもの	54,000	78,000
	30 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	54,000	78,000
	100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	69,000	101,000
	200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	97,000	136,000
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	108,000	153,000
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	153,000	217,000
	2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	225,000	311,000
	3,000 m ² を超え、4,000 m ² 以内のもの	274,000	387,000
	4,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	302,000	435,000
	5,000 m ² を超え、6,000 m ² 以内のもの	347,000	509,000
	6,000 m ² を超え、7,000 m ² 以内のもの	374,000	541,000
	7,000 m ² を超え、8,000 m ² 以内のもの	393,000	569,000
	8,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	410,000	595,000
	10,000 m ² を超え、15,000 m ² 以内のもの	502,000	726,000
	15,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	559,000	800,000
	20,000 m ² を超え、30,000 m ² 以内のもの	698,000	1,001,000
	30,000 m ² を超え、50,000 m ² 以内のもの	786,000	1,139,000
	50,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1,056,000	1,541,000
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1,081,000	1,569,000
100,000 m ² を超え、200,000 m ² 以内のもの	1,688,000	2,407,000	
200,000 m ² を超えるもの	1,969,000	2,787,000	

別表第9 建築設備に関する仮使用認定の申請手数料

設 備	設置数 (一の申請に係る建築設備)	一基あたりの手数料の額 (単位:円)	
		BVJで建築確認又は 中間検査を行ったも の	左記以外の場合
昇降機(エレベーター、 エスカレーター)	10以上	59,000	74,400
	6以上9以下	62,000	77,100
	2以上5以下	65,000	79,800
	1	68,000	82,500
小荷物専用昇降機	6以上	54,000	69,000
	2以上5以下	57,000	71,700
	1	59,000	74,400

別表第10 工作物に関する仮使用認定の申請手数料

				手数料の額（単位：円）	
				BVJで建築確認 又は中間検査 を行ったもの	左記以外の 場合
令138条第1項	同項各号に掲げる工作物			49,000	62,000
令138条第2項	同項第1号に規定する工作物（乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。））	一の申請に係る設置数	6以上	38,000	51,000
			2以上5以下	41,000	54,000
			1	46,000	59,000
令138条第2項第2号及び第3号	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項を除く：15m以内のもの			383,000	504,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			689,000	900,000
	同：20mを超えるもの			1,071,000	1,395,000
	平成12年建設省告示1419号別表第1（二）項：15m以内のもの			536,000	702,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			995,000	1,296,000
	同：20mを超えるもの			1,530,000	1,989,000
	平成12年建設省告示1419号別表第2：15m以内のもの			306,000	405,000
	同：15mを超え、20m以内のもの			612,000	801,000
同：20mを超えるもの			995,000	1,296,000	
令138条第3項	同項各号に規定する工作物			水平もしくは垂直面積を当該申請面積とし手数料規程別表11にて引用する	

別表第 1 1 中部地域における確認検査業務手数料（第 2 条 6 関係）

下記項目に全て該当する場合、適用を行う。

1. 中部地域：愛知県、岐阜県、三重県
2. 申請地：中部地域
3. 申請代理者：中部地域に所在を置く代理者
4. 申請事務所：名古屋事務所（1 階専用窓口）
5. 対象建築物：一戸建て住宅、長屋住宅、併用住宅（住宅部分の床面積が延べ面積の 1/2 以上のもの）

区分	申請部分の床面積	手数料の額（単位：円）		
		建築物に関する 確認の申請手数料	※建築物に関する 中間検査の申請手数料	※建築物に関する 完了検査の申請手数料
第 1 類	50 m ² 以内のもの	28,000	37,500	34,000
	50 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	28,500	38,000	34,500
	100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	37,500	50,500	37,500
	200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	68,000	67,000	45,000
第 2 類	50 m ² 以内のもの	17,000	20,500	22,000
	50 m ² を超え、100 m ² 以内のもの	17,500	21,000	22,500
	100 m ² を超え、200 m ² 以内のもの	26,000	28,000	30,500
	200 m ² を超え、500 m ² 以内のもの	36,000	42,000	41,000

第 1 類：第 2 類以外の建築物

第 2 類：法第 6 条の 4 による確認の特例有りの建築物

注) 以下の場合、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①階避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 1 0 %
- ②全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 2 0 %
- ③耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 2 0 %
- ④防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 1 0 %
- ⑤天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 1 0 %
- ⑥特定天井を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 2 0 %
- ⑦構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料 ¥20,000

※ 中間検査については BVJ で建築確認を行ったもの、完了検査については BVJ で建築確認または、中間検査を行ったものとし、それ以外は適用外とする。

別表第12 関西地域における確認検査業務手数料（第2条6関係）

下記項目に全て該当する場合、適用を行う。

1. 関西地域：大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県
2. 申請地：関西地域
3. 申請代理者：関西地域に所在を置く代理者
4. 申請事務所：大阪事務所、神戸三ノ宮事務所、山陽姫路事務所、BV エクスプレス大阪

【表1】建築物に関する申請手数料（単位：円）

	申請部分の床面積	確認の申請手数料	中間検査の申請手数料		完了検査の申請手数料	
			BVJで建築確認を行ったもの	左記以外のもの	BVJで建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外のもの
第1類	30 m ² 以内のもの	34,000	38,200	61,200	43,300	66,600
	100m ² 以内	64,000	45,000	71,700	51,000	78,000
	100m ² を超え200m ² 以内	73,500	57,600	96,300	61,600	100,800
	200m ² を超え500m ² 以内	83,800	72,000	125,100	81,000	135,900
	500m ² を超え1,000m ² 以内	127,500	96,000	146,700	102,000	153,000
	1,000m ² を超え2,000m ² 以内	190,200	151,900	223,900	154,000	217,600
	2,000m ² を超え3,000m ² 以内	253,900	177,200	296,800	214,000	312,100
	3,000m ² を超え4,000m ² 以内	335,000	200,400	368,200	245,200	388,000
	4,000m ² を超え5,000m ² 以内	381,200	215,800	407,100	270,800	435,900
	5,000m ² を超え6,000m ² 以内	445,800	236,000	479,400	292,000	510,000
	6,000m ² を超え7,000m ² 以内	483,900	255,400	514,900	335,400	541,900
	7,000m ² を超え8,000m ² 以内	488,400	258,800	551,800	352,200	570,700
	8,000m ² を超え10,000m ² 以内	513,500	269,800	583,600	366,600	596,200
	10,000m ² を超え15,000m ² 以内	557,500	294,900	715,600	405,400	727,300
	15,000m ² を超え20,000m ² 以内	599,100	330,400	793,000	450,700	801,100
	20,000m ² を超え30,000m ² 以内	722,100	407,400	939,700	508,300	1,002,700
	30,000m ² を超え50,000m ² 以内	743,900	409,700	993,100	572,000	1,140,700
50,000m ² を超え70,000m ² 以内	1,131,200	618,400	1,180,500	821,100	1,540,500	
70,000m ² を超え100,000m ² 以内	1,138,900	632,000	1,199,000	840,700	1,568,900	
100,000m ² を超え200,000m ² 以内	1,559,300	855,000	1,745,700	1,218,700	2,407,200	
200,000m ² を超えるもの	1,908,900	855,000	1,844,100	1,531,600	2,787,300	
第2類	100m ² 以内	20,000	23,000	23,000	26,000	26,000
	100m ² を超え200m ² 以内	27,000	26,000	26,000	30,000	30,000
	200m ² を超え500m ² 以内	38,000	34,000	35,000	37,000	38,000

第1類：第2類以外の建築物

第2類：法第6条の4による確認の特例有りの建築物

注) 以下の場合、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①階避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ②全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ③耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ④防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑤天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の10%
- ⑥特定天井を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
- ⑦構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料¥20,000
- ⑧複数棟である建築物の確認申請で床面積の合計が500㎡を超える場合、（2以上の部分がエキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分における各部分を含み、棟毎の床面積が200㎡を超える棟に限る。）表1の床面積の合計欄に該当する申請金額の15%を構造計算上の棟数から1を控除した数に乗じて得た額を加算する。ただし、構造強度に係る国土交通大臣の認定を受けている建築物を除く

【表2】建築設備に関する申請手数料（単位：円）

	設 備	確認の申請手数料
昇降機 (エレベーター、エスカレーター)	昇降機を設置する場合（以下の各項に該当する場合を除く。）	20,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJ以外の者から受けている場合	20,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合	12,000
小荷物専用昇降機	小荷物専用昇降機を設置する場合（以下の各項に該当する場合を除く。）	20,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJ以外の者から受けている場合	20,000
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合で、当該計画の変更に係る直前の確認をBVJから受けている場合	12,000

	完了検査の申請手数料		
	申請件数	BVJ で建築確認、中間検査又は仮使用認定を行ったもの	左記以外のもの
昇降機 (エレベーター、エスカレーター)	1 件	30,000	36,600
	2 件以上 5 件以下 (同時申請の場合)	28,800	35,400
	6 件以上 9 件以下 (同時申請の場合)	27,600	34,200
	10 件以上 (同時申請の場合)	26,400	33,000
小荷物専用 昇降機	1 件	26,400	33,000
	2 件以上 5 件以下 (同時申請の場合)	25,200	31,800
	6 件以上 (同時申請の場合)	24,000	30,600

【表 3】遊戯施設に関する加算手数料（単位：円）

	遊戯施設	確認の加算 手数料	完了検査の加算手数料		
			申請件数	BVJで建築 確認、中間 検査又は仮 使用認定を 行ったもの	左記以外の もの
令 138 条 第 2 項第 2 号およ び 3 号 (遊戯施 設)	平成 12 年建設省告示 1419 号別表第 1 (二) 項除く：15m 以内のもの	680,000	1 件	425,000	560,000
	同：15m を超え、20m 以内のもの	1,020,000		765,000	1,000,000
	同：20m を超えるもの	1,445,000		1,190,000	1,550,000
	平成 12 年建設省告示 1419 号別表第 1 (二) 項：コースター系：15m 以内の もの	935,000	1 件	595,000	780,000
	同：15m を超え、20m 以内のもの	1,445,000		1,105,000	1,440,000
	同：20m を超えるもの	2,727,000		1,700,000	2,210,000
	平成 12 年建設省告示 1419 号別表第 2：15m 以内のもの	510,000	1 件	340,000	450,000
	同：15m を超え、20m 以内のもの	850,000		680,000	890,000
	同：20m を超えるもの	1,275,000		1,105,000	1,440,000

別表第 13 アイランドアイ地域における確認検査業務手数料（第 2 条 6 関係）

下記項目に全て該当する場合、適用を行う。

1. アイランドアイ地域：札幌市、石狩市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市、空知郡南幌町、小樽市、
苫小牧市、岩見沢市、夕張郡長沼町、石狩郡当別町
2. 申請地：アイランドアイ地域
3. 申請代理者：アイランドアイ地域に所在を置く代理者
4. 申請事務所：札幌アイランドアイ事務所
5. 対象建築物等：床面積 500 ㎡以下の建築物及び建築設備（ホームエレベーターに限る）

【表 1】建築物に関する申請手数料（単位：円）

	申請部分の床面積	手数料の額		
		確認の申請手数料	中間検査の申請手数料	完了検査の申請手数料
第 1 類	30 ㎡以内のもの	20,000	10,000	12,000
	30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	32,000	12,000	15,000
	100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	55,000	15,000	20,000
	200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	70,000	19,000	26,000
	計画変更申請	20,000		
第 2 類	30 ㎡以内のもの	7,000	10,000	12,000
	30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	14,000	12,000	15,000
	100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	22,000	15,000	20,000
	200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	30,000	19,000	26,000
	計画変更申請	7,000		

第 1 類：第 2 類以外の建築物

第 2 類：法第 6 条の 4 による確認の特例有りの建築物

注) 以下の場合、各々定める費用又は割合に応じた手数料額を加算する

- ①階避難安全検証法を用いた場合、当該階の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10%
- ②全館避難安全検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20%
- ③耐火性能検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20%
- ④防火区画検証法を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10%
- ⑤天空率を用いた場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 10%
- ⑥特定天井を有する場合、当該建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の 20%
- ⑦構造計算適合性判定が必要な建築物に関する審査整合性手数料 ¥20,000

【表 2】 建築設備（ホームエレベーターに限る）に関する申請手数料（単位：円）

	手数料の額	
	確認の申請手数料	完了検査の申請手数料
昇降機（ホームエレベーター）	10,000	10,000